

§ 4 生活衛生

1 食品衛生

食品衛生行政は、食品衛生法に基づき、各区保健福祉センター（保健所支所）と中央卸売市場内の食品監視センターに配置された食品衛生監視員50人が、食品関係施設の立ち入りによる監視・指導、食品や添加物等の検査を行うための収去及び食品関係従事者、市民に対する衛生教育等の業務を行っている。

食品衛生監視員活動状況

(単位：人，件)

	食品衛生監視員数	1人平均監視調査指導件数	監視指導件数			
			(旧法)営業許可施設	(改正法)営業許可施設	営業届出施設	計
令和4年度	47	672	8,302	8,396	14,902	31,600
令和5年度	50	684	6,616	12,015	15,593	34,224
青葉	13	247	332	2,566	313	3,211
宮城野	6	247	362	880	239	1,481
若林	6	320	594	955	370	1,919
太白	8	148	347	613	227	1,187
泉	6	363	857	925	396	2,178
食品監視センター	11	2,204	4,124	6,076	14,048	24,248

※ 宮城野分の監視指導件数は食肉衛生検査所分を含む

〈資料：生活衛生課〉

(1) 食品営業施設等

① 営業許可に関する業務

食品衛生法第55条により、飲食店営業をはじめ、政令で定められた32業種（令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され32業種となった。なお、施行時点において、すでに旧法第52条による許可（34業種）を取得している営業者については、有効期間の満了の日までの間は、従前のおり営業することができる。）について営業を営もうとする者は、都道府県知事（仙台市においては仙台市長）の許可を受けなければならない旨が規定されている。本市では、営業許可申請に基づいて施設の検査を行い、基準に適合している場合に営業許可書を交付している。

また、食品衛生法第57条により、営業許可業種以外の一定の営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県知事（仙台市においては仙台市長）に対し、営業の届出を行わなければならないこととなった。

現在、本市では旧法及び改正法併せて14,475施設が営業している。また、学校や病院等の給食施設や食品販売店等の営業届出施設は、6,394施設となっている。

② 監視業務

食品関係施設の監視業務は、後述する収去検査とともに食品衛生の根幹をなす業務である。食中毒の原因となりやすい業種、各製造業、広域流通・大量調理施設等に対する重点的な監視を計画的に行っている。また、監視と収去を同時に行うことも多い。

旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（全市）

（単位：ヶ所，件）

		営業 施設数	廃業	監視指導	行政処分
令和5年度		7,196	975	6,616	5
飲食店	一般食堂・レストラン等	1,763	181	342	0
	仕出し屋・弁当屋	347	55	468	0
	旅館	103	13	41	0
	その他	3,597	527	565	1
菓子（パンを含む。）製造業		434	60	282	0
乳処理業		0	0	3	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		3	1	5	0
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		161	26	3,849	1
魚介類競り売り営業		2	0	510	0
魚肉練り製品製造業		5	1	16	1
食品の冷凍または冷蔵業		6	2	11	0
かん詰またはびん詰食品製造業 （上記及び下記以外）		2	0	4	0
喫茶店営業		432	82	39	0
（再掲）自動販売機		372	70	12	0
あん類製造業		4	0	4	0
アイスクリーム類製造業		17	2	12	1
食肉処理業		31	3	65	0
食肉販売業		135	13	240	0
食肉製品製造業		11	0	35	1
乳酸菌飲料製造業		0	1	2	0
食用油脂製造業		2	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0
みそ製造業		7	0	5	0
しょうゆ製造業		1	0	2	0
ソース類製造業		8	0	3	0
酒類製造業		3	0	4	0
豆腐製造業		9	0	7	0
納豆製造業		1	0	4	0
麺類製造業		30	1	19	0
そうざい製造業		65	6	64	0
添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）製造業		9	0	6	0
食品の放射性照射業		0	0	0	0
清涼飲料水製造業		4	1	8	0
氷雪製造業		4	0	1	0

〈資料：生活衛生課〉

※ 廃業には、不許可を含む。ただし、新法許可または届出に移行し、事業の継続性があるものについては、廃業に含まない。

旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（保健所支所別）（令和5年度）

（単位：ヶ所）

		青葉	宮城野	若林	太白	泉	計
飲食店	一般食堂・レストラン等	818	232	150	265	298	1,763
	仕出し屋・弁当屋	108	67	56	54	62	347
	旅館	53	14	5	25	6	103
	その他	2,221	464	242	366	304	3,597
菓子（パンを含む。）製造業		175	57	49	71	82	434
乳処理業		0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		1	1	1	0	0	3
集乳業		0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		50	24	29	28	30	161
魚介類競り売り営業		0	0	2	0	0	2
魚肉練り製品製造業		1	0	1	1	2	5
食品の冷凍または冷蔵業		0	4	2	0	0	6
かん詰またはびん詰食品製造業 （上記及び下記以外）		0	0	2	0	0	2
喫茶店営業		163	89	38	45	97	432
（再掲）自動販売機		136	84	31	34	87	372
あん類製造業		2	1	0	0	1	4
アイスクリーム類製造業		7	1	4	2	3	17
食肉処理業		4	11	13	1	2	31
食肉販売業		44	25	18	21	27	135
食肉製品製造業		1	1	7	1	1	11
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業		2	0	0	0	0	2
マーガリン又はショートニング 製造業		0	0	0	0	0	0
みそ製造業		1	1	1	2	2	7
しょうゆ製造業		1	0	0	0	0	1
ソース類製造業		4	1	0	1	2	8
酒類製造業		2	1	0	0	0	3
豆腐製造業		4	0	1	3	1	9
納豆製造業		0	0	0	0	1	1
麺類製造業		10	6	9	4	1	30
そうざい製造業		18	15	16	10	6	65
添加物（法第13条第1項の規定 により規格が定められたものに 限る。）製造業		3	1	3	0	2	9
食品の放射性照射業		0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		1	1	1	0	1	4
氷雪製造業		2	0	2	0	0	4
計		3,696	1,017	652	900	931	7,196

〈資料：生活衛生課〉

改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（全市）

（単位：ヶ所，件）

	営業 施設数	営業許可		廃業	監視指導	行政処分
		継続	新規			
令和5年度	7,279	0	3,262	921	12,015	5
飲食店営業	6,224	0	2,886	843	4,589	5
調理の機能を有する自動販売機	20	0	2	0	2	0
食肉販売業	90	0	25	6	183	0
魚介類販売業	131	0	53	9	4,176	0
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳処理業	1	0	1	0	2	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	24	0	10	2	36	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	490	0	178	48	548	0
アイスクリーム類製造業	5	0	0	0	5	0
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	3	0	0	0	11	0
食肉製品製造業	11	0	6	1	20	0
水産製品製造業	32	0	14	2	1,894	0
冰雪製造業	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	3	0	1	0	5	0
みそ又はしょうゆ製造業	9	0	2	0	11	0
酒類製造業	10	0	4	0	9	0
豆腐製造業	12	0	4	0	18	0
納豆製造業	1	0	0	0	0	0
麺類製造業	22	0	5	2	24	0
そうざい製造業	140	0	49	8	172	0
複合型そうざい製造業	1	0	1	0	2	0
冷凍食品製造業	1	0	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	31	0	17	0	30	0
密封包装食品製造業	6	0	4	0	9	0
食品の小分け業	9	0	0	0	262	0
添加物製造業	3	0	0	0	7	0

〈資料：生活衛生課〉

改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（保健所支所別）（令和5年度）

（単位：ヶ所）

	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計
飲食店営業	3,374	891	537	723	699	6,224
調理の機能を有する自動販売機	8	2	9	1	0	20
食肉販売業	27	16	15	17	15	90
魚介類販売業	27	19	49	22	14	131
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	1	0	0	0	1
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	5	8	7	2	2	24
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	227	67	62	68	66	490
アイスクリーム類製造業	3	0	0	2	0	5
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	1	1	0	0	3
食肉製品製造業	5	1	4	1	0	11
水産製品製造業	4	3	18	3	4	32
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	1	1	1	0	3
みそ又はしょうゆ製造業	4	1	3	0	1	9
酒類製造業	4	0	2	3	1	10
豆腐製造業	3	4	1	4	0	12
納豆製造業	0	1	0	0	0	1
麺類製造業	4	4	5	3	6	22
そうざい製造業	46	27	37	11	19	140
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	1	1
冷凍食品製造業	0	0	0	1	0	1
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	6	4	10	5	6	31
密封包装食品製造業	2	2	0	2	0	6
食品の小分け業	0	4	3	2	0	9
添加物製造業	0	2	0	0	1	3
計	3,750	1,059	764	871	835	7,279

〈資料：生活衛生課〉

届出を要する食品関係営業施設（全市）

（単位：ヶ所，件）

		営業 施設数	監視指導	行政処分
令和5年度		6,394	15,593	0
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	571	563	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	837	5,435	0
	乳類販売業	1,002	590	0
	冰雪販売業	8	0	0
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	845	0	0
販売業	弁当販売業	49	56	0
	野菜果物販売業	248	3,928	0
	米穀類販売業	53	269	0
	通信販売・訪問販売による販売業	26	0	0
	コンビニエンスストア	266	67	0
	百貨店，総合スーパー	204	462	0
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	582	2	0
その他の食料・飲料販売業	852	3,990	0	
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	7	0
	いわゆる健康食品の製造，加工業	3	0	0
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	98	1	0
	農産保存食料品製造・加工業	32	0	0
	調味料製造・加工業	19	0	0
	糖類製造・加工業	0	0	0
	精穀・製粉業	5	0	0
	製茶業	13	0	0
	海藻製造・加工業	3	0	0
	卵選別包装業	0	0	0
その他の食料品製造・加工業	58	26	0	
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	10	0	0
	集団給食施設	499	181	0
	器具，容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造，加工に限る。）	11	8	0
	露店，仮設店舗等における飲食の提供のうち，営業とみなされないもの	5	0	0
	その他	94	8	0

〈資料：生活衛生課〉

③ふぐを取り扱う施設に対する指導

ふぐによる食中毒は、動物性自然毒による食中毒の代表的なものであり、ふぐの取扱いには専門的な知識が必要である。本市では食品衛生法、食品表示法、宮城県ふぐの処理等の規制に関する条例、宮城県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則、及び仙台市ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づき、ふぐを取り扱う施設に対し監視指導を行っている。

旧ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づく監視指導状況等（令和5年度）

旧法許可業種等	販売・調理・加工届出施設数	監視状況	
		監視指導件数	行政処分件数
飲食店営業	67	11	0
魚介類販売業	14	1,930	0
魚介類せり売営業	2	510	0
魚介類加工業	0	0	0
出荷業者	1	0	0
計	84	2,451	0

〈資料：生活衛生課〉

※旧ふぐの取扱いに関する指導要綱においては、ふぐの販売のみを行う施設についても届出対象としている（監視指導件数は、ふぐの販売のみを行う施設に対する監視指導を含む）。

ふぐの処理等の規制に関する条例第25条に基づくふぐ処理施設の監視状況等（令和5年度）

改正法許可業種	施設数	監視状況	
		監視指導件数	行政処分件数
飲食店営業	42	15	0
魚介類販売業	4	1	0
水産製品製造業	0	0	0
複合型そうざい製造業	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0
計	46	16	0

〈資料：生活衛生課〉

(2) 食品の検査

市内で製造されている食品や市内で販売されている食品について、食品衛生監視指導計画に基づき、検体の検査（収去検査及び買上検査）を行った。違反の状況や食中毒の発生状況などを考慮して検査項目を決め、国内で製造された食品ばかりでなく、輸入食品についても検査を実施した。

収去検査は、食品衛生法第28条及び食品表示法第8条に基づき、営業施設で製造及び販売されている食品、原材料及び添加物等について、不良食品の排除と食中毒等食品による危害発生の防止を目的として実施している。また、食品衛生法第13条により一部の食品において、成分規格や添加物の使用基準、農薬等の残留基準等が定められているため、これら規格基準の確認も行っている。買上検査は市内流通食品等のモニタリング検査や研究目的の検査として実施しているが、検査結果不良時には、収去検査に準じた措置を行っている。

収去検査は、基本的には年間計画に基づき実施しているが、市民からの食品苦情で検査の必要な場合や緊急事態等にも対応している。令和5年度の収去検査等は、保健所支所で631件実施した。その中で輸入食品の検査は58件、残留農薬の検査は12件について実施した。また、食品を取り扱う作業場等の検査として、ATP検査及びふきとり検査等を保健所支所で955件実施した。

食品等の収去検査実施状況（保健所支所計）

(単位：件)

	収去 検体数	違反 検体数	違反理由 (延数)				
			大腸菌群	残留 農薬	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他
令和3年度	573	1	1	0	0	0	0
令和4年度	596	1	0	0	0	0	1
令和5年度	631	5	3	0	1	0	1
魚介類	68	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	7	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	1	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品	8	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	22	2	2	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品	21	1	0	0	0	0	1
生乳	0	0	0	0	0	0	0
牛乳・加工乳	0	0	0	0	0	0	0
乳製品・乳類加工品	2	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	5	1	1	0	0	0	0
穀類及びその加工品	16	0	0	0	0	0	0
野菜・果物・その加工品	61	0	0	0	0	0	0
菓子類	105	1	0	0	1	0	0
清涼飲料水	3	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	1	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0
水	8	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	6	0	0	0	0	0	0
その他の食品	295	0	0	0	0	0	0
添加物	化学的合成品 及びその製剤	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	2	0	0	0	0	0	0
輸入食品 (再掲)	58	1	0	0	1	0	0
残留農薬 (再掲)	12	0	0	0	0	0	0

※ 食品監視センター及び食肉衛生検査所実施分を除く。

〈資料：生活衛生課〉

食品苦情届出件数（保健所支所別）

（単位：件）

	受理件数						苦情内容								
	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計	異物混入	かび発生	虫の混入	腐敗変敗	色・味臭い	表示	食品等の取扱い	その他	
令和3年度	96	23	24	11	32	186	32	3	9	9	6	12	23	92	
令和4年度	127	31	26	35	35	254	46	5	13	4	26	20	26	114	
令和5年度	98	56	35	35	33	257	37	5	16	7	19	18	40	115	
魚介類とその加工品	5	4	6	6	2	23	3	0	5	1	0	1	6	7	
冷凍食品	2	0	0	1	0	3	2	0	0	0	1	0	0	0	
肉卵類とその加工品	13	4	5	2	5	29	6	0	2	1	2	1	3	14	
乳とその加工品	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
穀類とその加工品	2	0	0	2	1	5	1	2	0	0	1	1	0	0	
野菜・果物とその加工品	4	1	2	2	7	16	1	0	3	2	7	1	1	1	
菓子類	7	6	3	1	2	19	3	1	1	0	0	6	4	4	
清涼飲料水・酒精飲料	2	1	1	0	1	5	2	0	0	0	0	0	1	2	
氷雪・水	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
かん詰・びん詰食品	0	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	
弁当	8	10	5	3	3	29	7	0	0	0	2	5	5	10	
そうざい	7	7	1	3	2	20	5	0	2	1	4	2	4	2	
その他	47	23	11	15	7	103	7	0	2	2	2	1	14	75	
器具・容器包装	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
原材料・半製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（資料：生活衛生課）

(3) HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の導入支援

平成30年6月に食品衛生法等の一部が改正され、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められることになったため、市内の食品等事業者に対して、講習会や各業界団体が作成する手引書等を活用し、施設の実態に合わせたHACCPの導入について、技術的な助言・指導を行っている。

また、食品等事業者へのHACCP導入支援として、仙台市食品衛生協会への委託により、食品衛生指導員等を活用して営業施設の状況を把握するとともに、必要な技術支援等を行っている。

(4) 食品衛生に関する講習（リスクコミュニケーション）

保健福祉センター（保健所支所）で行う衛生講習は、対象者が、食品等事業者、一般市民に大別され、それ以外に市民からの要望に応える形で市政出前講座も行っている。食品等事業者を対象に行う講習は、多くの場合、食中毒の原因となることの多い業種の従事者を対象として行うものである。

また、食品監視センター及び食肉衛生検査所では主に市場内関係事業者を対象に、衛生講習を行っている。

食品衛生責任者講習は、食品衛生法に基づく遵守事項として営業者が届け出た食品衛生責任者を対象に行うものであり、本市では、平成4年度から（公社）仙台市食品衛生協会に委託している。

このほか、経営者や市民向けの講演会を開催し食品衛生に関する意見交換等を行うことで、様々な立場の相互理解に取り組んでいる。

食品衛生講習会実施数

（単位：人）

	食品等事業者対象	一般市民対象	市政出前講座	食品衛生責任者講習会
令和3年度	1,627（47）	170（21）	25（2）	2,105（26）
令和4年度	1,782（64）	412（26）	0（0）	2,157（23）
令和5年度	2,232（77）	646（54）	256（9）	2,089（22）
青葉	297（16）	134（5）	140（5）	—（—）
宮城野	208（12）	214（11）	44（1）	—（—）
若林	608（10）	46（7）	0（0）	—（—）
太白	272（12）	56（12）	72（3）	—（—）
泉	387（15）	59（12）	0（0）	—（—）
食品監視センター	312（6）	137（7）	—（—）	—（—）
食肉衛生検査所	148（6）	0（0）	—（—）	—（—）
生活衛生課	0（0）	0（0）	0（0）	—（—）

※（ ）は開催回数。

（資料：生活衛生課）

※ 食品衛生責任者講習会は、区ごとではなく全市で開催している。

(5) 食品監視センター

生鮮食品と加工食品の流通拠点である中央卸売市場を経由する食品及び広域に流通する食品等の安全性を確保するため、食品監視センターでは、監視、収去検査及び衛生講習会等の業務を行っている。

中央卸売市場内の監視は、開市日のせり開始前の午前5時30分からせり場を中心に行う早朝監視と午前7時から仲卸指導を中心に行う通常監視がある。監視の際には、有毒・有害な魚介類や山菜・きのこの鑑別・排除、食品の衛生的な管理状況の確認・指導、適正な食品表示の確認・指導等を行っている。このほかに流通量が増加する年末等に行う特別（早朝）監視、緊急事態に対応する緊急監視等がある。

市場内を流通する魚介類、農産物及びそれらの加工食品について、一部を除き、食品監視センター内の検査室で年間計画に基づき検査を行い、違反等を確認した際には迅速に施設の指導、管轄行政機関への通報等の対応を実施している。

衛生講習会は、主に市場関係者を対象に食品の衛生的取扱い等について行っている。このほか食品の安全情報を収集しホームページ掲載及びファクシミリ等による情報発信を行っている。

市内の広域に流通する食品製造施設に対して、各区衛生課と連携し、監視及び収去検査を行っている。監視時には製造施設内の衛生管理状況や、HACCPに沿った衛生管理の取組み状況の確認及び技術的な助言・指導を行っている。

さらに、市内の食品用器具・容器包装関連事業者のうち、食品衛生法第18条に基づく規格（ポジティブリスト制度）の対象製品を製造する事業者に対し、製造管理規範（GMP）による製造の監視指導を実施している。

加えて、食品輸出手続きに関する対応として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき事業者に対して助言を行うほか、衛生証明書を申請する際に必要な食品衛生監視票の交付等を行っている。

食品衛生法に基づく食品営業関係施設数及び監視指導件数（食品監視センター分再掲）

（単位：ヶ所，件）

		営業施設数	監視指導	行政措置等
令和5年度		188	24,136	0
旧法許可業種	魚介類販売業	11	3,500	0
	魚介類せり売り営業	2	510	0
	そうざい製造業	6	7	0
	上記以外旧法許可業種	40	43	0
小計		59	4,060	0
改正法許可業種	魚介類販売業	22	3,900	0
	食品の小分け業	2	256	0
	上記以外改正法許可業種	34	1,883	0
小計		58	6,039	0
届出業種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	3	511	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	23	5,357	0
	乳類販売業	3	511	0
	野菜果物販売業	15	3,825	0
	米穀類販売業	1	255	0
	その他の食料・飲料販売業	16	3,570	0
	上記以外届出営業	10	8	0
小計		71	14,037	0

（資料：食品監視センター）

貝類の毒性試験結果

(単位：件)

	検体数	検査内容				産地
		麻痺性貝毒		下痢性貝毒		
		件数	違反数	件数	違反数	
令和3年度	16	10	0	6	0	
令和4年度	12	8	0	4	0	
令和5年度	13	8	1	5	0	
ホタテガイ	6	2	0	4	0	北海道, 宮城県
ホッキガイ	3	3	0	0	0	北海道, 宮城県
カキ	3	2	1	1	0	宮城県
ホンビノスガイ	1	1	0	0	0	千葉県

〈資料：食品監視センター〉

食品等の収去検査実施状況

(単位：件)

	収去検体数	違反検体数	違反理由 (延数)				
			大腸菌群	残留農薬	添加物使用基準	法定外添加物	その他
令和3年度	563	2	0	0	0	0	2
令和4年度	625	3	1	1	0	0	1
令和5年度	759	3	1	1	0	0	1
魚介類	510	1	0	0	0	0	1
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	8	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	2	0	0	0	0	0
	凍結直前に未加熱の加熱後摂取冷凍食品	6	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	9	0	0	0	0	0
魚介類加工品	64	1	1	0	0	0	0
肉卵及びその加工品	1	0	0	0	0	0	0
乳製品・乳類加工品	9	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	6	0	0	0	0	0	0
野菜・果物・その加工品	105	1	0	1	0	0	0
菓子類	3	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	6	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	30	0	0	0	0	0	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0
輸入食品 (再掲)	185	1	0	1	0	0	0
残留農薬 (再掲)	88	1	0	1	0	0	0

〈資料：食品監視センター〉

(6) 食中毒統計

令和5年における本市内の食中毒件数は、8件で患者数は40人であった。内訳は飲食店6件（患者数38人）、販売店2件（患者数2人）であった。

食中毒発生数

(単位：件、人)

		年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
仙 台 市	発生件数		6	11	15	6	3	7	5	4	5	8
	患者数		62	148	147	257	256	59	18	7	34	40
	死者数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城 県	発生件数		11	17	30	13	13	17	14	6	13	19
	患者数		132	414	285	312	292	159	217	17	56	60
	死者数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

※ 宮城県の数、は、仙台市の数を含む。

〈資料：生活衛生課〉

原因施設別食中毒発生数（令和5年）

(単位：件、人)

	発生件数	摂食者数	患者数	死者数
飲食店	6	452 (推計含む)	38	0
販売店	2	2	2	0
総数	8	454 (推計含む)	40	0

〈資料：生活衛生課〉

食中毒事件概要（令和5年）

(単位：人)

No	保健所支所	発生日	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摘要
1	太白	2月24日	6	5	0	2月23日に提供された焼肉ランチ	カンピロバクター	飲食店	営業停止3日間
2	青葉	3月15日	1	1	0	刺身(ヒラメ, マグロ)	アニサキス	販売店	営業の一部停止1日間
3	青葉	3月28日	1	1	0	刺身(マグロ, ヒラメ, カンパチ, ソイ, マダイ)	アニサキス	飲食店	営業の一部停止1日間
4	泉	4月22日	415 (推計)	21	0	ラーメン, 油そば	ウエルシュ菌	飲食店	営業停止3日間
5	太白	5月15日	1	1	0	刺身盛合わせ(イカ, マダイ, マグロ)	アニサキス	販売店	営業の一部停止1日間
6	青葉	10月16日	2	1	0	刺身(サンマ, イワシ)	アニサキス	飲食店	営業の一部停止1日間
7	青葉	11月9日	4	1	0	サンマの刺身	アニサキス	飲食店	営業の一部停止1日間
8	青葉	12月16日	24	9	0	12月15日及び16日に提供された飲食店の食事	サルモネラ 08	飲食店	営業停止3日間

〈資料：生活衛生課〉

2 生活衛生

(1) 旅館業法，公衆浴場法，興行場法に基づく許可，監視指導

「旅館業法」，「公衆浴場法」，「興行場法」に基づく許可前の調査指導並びに許可業務，施設の衛生管理指導，営業施設への立入検査等を実施し，生活衛生の確保に努めている。

施設数及び監視指導件数（その1）

（単位：施設，室，人，件）

	旅館業			
	総数	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
令和3年度	225	206	18	1
令和4年度	224	206	17	1
令和5年度	224	205	18	1
本年度中許可	10	8	2	0
本年度中廃止	10	9	1	0
客室数	18,435	18,220	144	71
定員数	38,554	37,009	1,474	71
監視指導計	240	219	18	3
許可前の調査指導延件数	12	10	2	0
監視指導延件数	228	209	16	3
行政処分	0	0	0	0

〈資料：生活衛生課〉

施設数及び監視指導件数（その2）

（単位：施設，人，件）

	興行場				公衆浴場			
	総数	映画	スポーツ	その他	総数	公営	私営	銭湯
令和3年度	45	6	5	34	104	11	89	4
令和4年度	48	6	5	37	108	11	93	4
令和5年度	47	6	5	36	103	11	88	4
本年度中許可	2	0	0	2	5	0	5	0
本年度中廃止	3	0	0	3	10	0	10	0
定員数	87,501	5,880	60,664	20,957	—	—	—	—
監視指導計	44	6	5	33	139	13	119	7
許可前の調査指導延件数	2	0	0	2	8	0	8	0
監視指導延件数	42	6	5	31	131	13	111	7
行政処分	0	0	0	0	0	0	0	0

〈資料：生活衛生課〉

(2) 理容師法，美容師法，クリーニング業法，化製場等に関する法律に基づく検査，監視指導

「理容師法」，「美容師法」，「クリーニング業法」に基づき，開設時の確認検査並びに営業施設への立入検査により施設・器具取扱上の衛生指導を実施し，生活衛生の確保に努めるとともに，要綱に基づきコインランドリー営業施設に対する衛生管理指導を実施している。また，「化製場等に関する法律」に基づき，動物の飼養，収容施設及び化製場等に対して許可及び衛生的な管理等の指導を行っている。

施設数及び監視指導件数

(単位：施設、件)

	理容所	美容所	クリーニング所	コインランドリー	畜舎・家畜舎	化製場等
令和3年度	838	1,909	605	169	78	0
令和4年度	832	1,961	563	177	85	0
令和5年度	816	2,001	537	184	89	0
本年度中確認等	24	151	6	17	8	0
本年度中廃止	40	111	32	10	4	0
監視指導計	310	768	31	134	63	0
確認等前の調査指導延件数	27	156	6	18	8	0
監視指導延件数	283	612	25	116	55	0
行政処分	0	0	0	0	0	0

(資料：生活衛生課)

(3) 墓地等の施設数及び監視施設指導

「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、墓地等の経営許可対象施設の監視指導を行っている。

墓地等の施設数及び監視施設指導件数

(単位：施設、件)

		火葬場	墓地	納骨堂
令和3年度		1	670	35
令和4年度		1	665	36
令和5年度		1	663	36
本年度中許可	新設	0	0	0
	変更許可	0	2	0
本年度中廃止		0	2	0
監視指導計		0	9	3
許可前の調査指導延件数		0	5	0
監視指導延件数		0	4	3
行政処分等		0	0	0

(資料：保健管理課)

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に関する業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、事務所、旅館、店舗等の多数人が利用する特定建築物（延べ床面積 3,000㎡（学校は8,000㎡）以上）の維持管理状況について立入検査を実施する他、講習会等を開催し適正に維持管理が行われるよう指導している。

なお、建築計画のある建築物については、事前指導を実施している。

特定建築物施設数及び立入検査等件数

(単位：施設、人、件)

	施設数	立入検査	講習会出席者数	衛生管理状況報告書提出数	事前指導数
令和3年度	722	82	*240	417	9
令和4年度	731	88	*161	322	12
令和5年度	741	67	*189	341	13

*Web講習会を開催 (資料：生活衛生課)

(5) 家庭用品安全対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき家庭用品（衣料品、洗浄剤、家庭用エアゾル製品等）による健康被害の発生を未然に防止するため、試買検査を実施している。

家庭用品試買検査実施状況

(基準違反検体数/検査検体数 単位：検体)

検査項目	試買品名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホルムアルデヒド	繊維製品（乳幼児用を含む）、接着剤等	0/75	0/75	0/75
有機水銀化合物	繊維製品（衣類等）、くつクリーム等	0/10	0/2	0/2
トリフェニル錫化合物	くつクリーム、繊維製品（衣類等）等	0/5	0/5	0/5
トリブチル錫化合物	くつクリーム、繊維製品（衣類等）等	0/5	0/5	0/5
メタノール	家庭用エアゾル製品（消臭スプレー等）	0/2	0/2	0/2
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0/2	0/2	0/2
トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0/2	0/2	0/2
アゾ化合物	繊維製品（衣類、寝具等）、革製品（衣類等）	0/0	0/0	0/0
計		0/101	0/93	0/93

〈資料：生活衛生課〉

(6) 浴槽水等の水質検査

旅館業及び公衆浴場業施設の衛生対策として、仙台市条例に定める水質基準に基づき浴槽水等の水質検査を実施している。

浴槽水等水質検査実施状況

(単位：施設、件)

	市内施設数	検査実施延検体数	不適合延検体数	不適合項目内訳							
				色度	濁度	pH値	全有機炭素(TOC)の量	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	大腸菌	レジオネラ属菌
令和3年度	329	194	14	2	0	0	3	0	1	0	9
令和4年度	332	216	25	7	4	0	1	0	0	0	17
令和5年度	327	227	23	3	0	1	1	0	0	0	18

〈資料：生活衛生課〉

(7) プール水の水質検査

プールに起因する疾病や事故を未然に防止するため、「仙台市遊泳用プール指導要綱」に基づき施設の立入検査、水質検査による衛生指導を実施している。

プール施設数及び立入検査、水質検査実施状況

(単位：施設、件)

	市内施設数	立入検査実施延施設数	水質検査実施延検体数	不適合延検体数	不適合項目内訳						
					pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	総トリハロメタン	レジオネラ属菌
令和3年度	48	51	105	1	1	0	0	0	0	0	0
令和4年度	48	38	64	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	49	42	66	1	0	0	0	0	0	0	1

※1 水槽当たり2～4ヶ所で水質検査を実施

〈資料：生活衛生課〉

(8) 飲料水の安全確保

「水道法」等に基づき、ビル、マンション等に布設された簡易給水施設等から給水される飲料水、井戸水の安全を確保するため、立入検査、水質検査などを実施している。

専用水道・簡易給水施設等数及び立入検査等実施状況

(単位：施設、件)

	専用水道	簡易給水施設等*									井戸水の調査指導件数
		施設総数	簡易専用水道	簡易専用小水道	5m ³ 以下受水槽水道	小規模水道			調査指導延件数	登録検査機関による法定検査数	
						居住者30人以上100人以下	利用者30人以上	居住者利用者30人未満			
令和3年度	55	8,420 (614)	3,784 (578)	2,074 (26)	2,519 (8)	6 (0)	33 (2)	4 (0)	391 (61)	4,765 (519)	0
令和4年度	52	8,401 (619)	3,774 (580)	2,057 (28)	2,530 (9)	6 (0)	30 (2)	4 (0)	367 (73)	4,642 (507)	0
令和5年度	50	8,399 (627)	3,776 (588)	2,046 (28)	2,540 (9)	6 (0)	27 (2)	4 (0)	373 (34)	4,795 (509)	0

* () は、特定建築物の再掲数

〈資料：生活衛生課〉

飲料水の水質検査実施状況

(単位：件)

	専用水道	簡易専用水道	簡易専用小水道	5m ³ 以下受水槽水道	小規模水道*			井戸水	不適合延検体数
					a	b	c		
令和3年度	0	0	0	0	5	19	1	0	0
令和4年度	0	0	0	0	3	15	1	0	0
令和5年度	0	0	0	0	5	21	1	0	0

*a：居住者30人以上100人以下， b：利用者30人以上， c：居住者・利用者30人未満 〈資料：生活衛生課〉

(9) 温泉法に関する業務

「温泉法」に基づき、市内の温泉利用許可施設に対する指導を実施している。なお、市内に飲用の利用許可を受けている施設はない。

利用許可状況

(単位：件)

	浴用許可			各種届出取扱状況			立入調査状況									
	年度末施設数	年度中許可件数	年度中廃止件数	揭示届受理件数	揭示内容決定件数	利用変更届受理件数	利用許可申請		利用施設実態調査		測定調査		その他		計	
							源泉	利用施設	源泉	利用施設	源泉	利用施設	源泉	利用施設	源泉	利用施設
令和3年度	286	4	25	40	40	40	-	4	-	291	-	-	-	43	-	338
令和4年度	296	10	0	20	20	27	-	10	-	284	-	-	-	21	-	315
令和5年度	328	48	16	83	83	63	-	67	-	314	-	-	-	25	-	406

〈資料：生活衛生課〉

(10) 住宅宿泊事業法に関する業務

「住宅宿泊事業法」に基づき、市内の住宅宿泊事業に係る届出の受理、衛生指導等を実施している。
 なお、本市においては「仙台市住宅宿泊事業法の施行に関する条例」（文化観光局が所管）により、住居専用
 地域における住宅宿泊事業の営業日を制限している。

施設数及び届出受理件数

(単位：件)

	施設数	事業届	変更届	廃業届
令和3年度	35	1	1	1
令和4年度	36	1	0	0
令和5年度	39	4	1	1

〈資料：生活衛生課〉

(11) 公害苦情処理（公害処理と調査指導）

保健福祉センターに寄せられる市民からの公害苦情に対しては、現地を調査のうえ、指導や関係機関への連絡などを行っている。

公害、生活環境苦情処理状況

(単位：件)

		騒音	振動	ばい煙	汚水	悪臭	その他	計
		令和3年度	受理件数	0	0	0	0	0
	調査指導延件数	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	受理件数	0	0	0	0	1	0	1
	調査指導延件数	0	0	0	0	1	0	1
令和5年度	受理件数	0	0	0	0	2	0	2
	調査指導延件数	0	0	0	0	2	0	2

〈資料：生活衛生課〉

(12) 公衆浴場確保対策補助

公衆浴場（銭湯）の経営振興策として、設備改善に要する経費の一部補助、運営に要する経費の一部補助を行い、公衆浴場の確保を図っている。

公衆浴場確保対策補助状況

(単位：施設、件)

	施設数	運営資金補助事業	設備改善補助事業	設備改善補助事業・内訳				
				風呂釜	ろ過器	温水器	太陽熱利用	その他設備補修等
令和3年度	4	4	0	-	-	-	-	-
令和4年度	4	4	1	-	-	-	-	1
令和5年度	4	4	1	-	-	-	-	1

〈資料：生活衛生課〉

(13) ラブホテル等の営業前指導に関する業務

「仙台市ラブホテル等指導要綱」に基づき、市内で旅館・ホテル等を営業する計画の届出がラブホテル等であるかどうかを判定する。また、ラブホテル等に近い構造の営業計画に対しては、周辺の環境に調和するような構造等への改善を指導している。

旅館営業計画届出状況

(単位：件)

	旅館・ホテル等 営業計画届出件数	ラブホテル類似施設に該当 しない旅館・ホテル等
令和3年度	10	10
令和4年度	6	6
令和5年度	10	10

〈資料：生活衛生課〉

(14) ねずみ、衛生害虫駆除相談

ねずみ、衛生害虫対策については、パンフレットやパネル展示により幅広い周知に努めている。市民相談に対しては、適切な対応方法および駆除方法を助言するとともに、必要に応じて殺そ剤等を配付している。

ねずみ、衛生害虫駆除相談件数 (単位：件，%)

	ネズミ	ハエ	カ	ノミ	シラミ	ゴキブリ	ダニ	ハチ			チャタテムシ	その他	計
								スズメバチ	アマガバチ	その他			
令和3年度	114 (11.4)	4 (0.4)	2 (0.2)	0 (0)	1 (0.1)	2 (0.2)	9 (0.9)	459 (46.0)	105 (10.5)	243 (24.4)	1 (0.1)	57 (5.7)	997
令和4年度	153 (13.6)	2 (0.2)	4 (0.4)	0 (0)	1 (0.1)	3 (0.3)	3 (0.3)	490 (43.6)	86 (7.7)	308 (27.4)	1 (0.1)	72 (6.4)	1,123
令和5年度	146 (15.8)	4 (0.4)	3 (0.3)	0 (0)	0 (0)	3 (0.3)	5 (0.6)	359 (38.8)	83 (9.0)	262 (28.3)	0 (0)	60 (6.5)	925

上段：相談件数，下段：全体に占める比率(%) (資料：生活衛生課)

殺そ剤、殺虫剤の配付件数 (単位：件)

	殺そ剤	殺虫剤
令和3年度	36	11
令和4年度	45	4
令和5年度	29	7

(資料：生活衛生課)

(15) 生活環境の改善（宅地用空き地の除草指導）

宅地用空き地の雑草除去については、「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」に基づき、所有者等に対して適正な管理を指導している。

宅地用空き地の適正管理指導件数 (単位：件)

	苦情受理件数	延指導件数	除草実施件数
令和3年度	358	522	276
令和4年度	383	433	281
令和5年度	352	420	271

(資料：生活衛生課)

(16) 環境衛生改善機器等整備補助事業

市民の生活環境の向上を図るため、町内会等の団体が実施する動力草刈機及び動力薬剤散布機の購入等に対し、事業に要した経費の2分の1以内（1団体あたりの限度額および1台あたりの限度額あり）の補助を行っている。

環境衛生改善機器等整備補助状況 (単位：団体，設備，台数)

	補助団体数	動力草刈機	動力散布機	排水設備
令和3年度	39	60	2	0
令和4年度	34	54	0	0
令和5年度	34	52	0	0

(資料：生活衛生課)

(17) 住居衛生対策

市民が快適で健康的な住居環境を確保するため、ダニアレルギー相談やダニアレルギー抗原量の測定、シックハウスに関する相談や簡易測定器によるホルムアルデヒド等室内VOC等の測定を実施している。

住居衛生対策状況 (単位：件，検体)

	ダニアレルギー		シックハウス	
	相談件数	抗原量測定箇所数	相談件数	VOC等測定箇所数
令和3年度	1	0	4	0
令和4年度	1	0	8	4
令和5年度	2	2	10	2

(資料：生活衛生課)

3 獣疫衛生

(1) と畜検査

と畜場法に基づき、食肉衛生検査所では、仙台市食肉市場に搬入される獣畜について1頭ごとに、と畜検査員による生体検査、解体検査（頭部、内臓、枝肉）を実施し、必要に応じ血液、細菌、病理、理化学等の精密検査を行っている。

牛海綿状脳症（BSE）の検査は、平成13年よりすべての牛について行ってきたが、平成29年4月からは24ヶ月齢以上の神経症状等を示す牛が対象となり、令和6年4月からは月齢に関わらず特定の行動異常又は神経症状を呈す牛を対象として実施している。

また、食品衛生法に基づく収去による食肉の残留有害物質検査（動物用医薬品及び農薬）、枝肉の微生物検査及び場内の衛生監視を定期的に行っている。

年度別検査頭数

(単位：頭)

	総数	牛		とく*1	馬	豚	めん羊	山羊
		肉用	乳用					
令和3年度	129,332	14,081	3,329	32	0	111,890	0	0
令和4年度	132,051	14,327	3,961	45	0	113,718	0	0
令和5年度	127,878	13,781	3,662	42	0	110,393	0	0

*1：生後1年未満の牛（以下、同様とする）

〈資料：食肉衛生検査所〉

年度別行政処分実頭数

(単位：頭)

	総数	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
令和3年度	44,203	9,058	17	0	35,128	0	0
令和4年度	43,467	9,331	33	0	34,103	0	0
令和5年度	38,082	8,728	25	0	29,329	0	0

〈資料：食肉衛生検査所〉

行政処分の内訳（令和5年度）

(単位：頭)

	総数	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
とさつ禁止	0	0	0	0	0	0	0
全部廃棄	642	361	10	0	271	0	0
一部廃棄	37,440	8,367	15	0	29,058	0	0

〈資料：食肉衛生検査所〉

BSE（牛海綿状脳症）検査頭数（令和5年度）

(単位：頭)

	検査頭数	スクリーニング検査結果		確認検査結果（再掲）	
		陰性	陽性	陰性	陽性
総数	1	1	0	—*1	—*1

*1：スクリーニング検査が陰性のため確認検査への送付は0頭

〈資料：食肉衛生検査所〉

行政処分の原因疾病別頭数（令和5年度）

（単位：頭）

		牛			とく			馬			豚			めん羊			山羊			
		と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄																
処 分 実 頭 数		0	361	8,367	0	10	15	0	0	0	0	271	29,058	0	0	0	0	0	0	
疾 病 別 延 べ 頭 数	細菌病	炭疽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		豚丹毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
		サルモネラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		結核	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ブルセラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破傷風	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		放線菌病	0	0	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウイルス・リケッチャ病	豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	原虫病	トキソプラズマ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄生虫病	のう虫症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ジストマ病	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5,413	0	0	0	0	0	0	0
	その他 の疾病	膿毒症	0	36	0	0	1	0	0	0	0	117	0	0	0	0	0	0	0	0
		敗血症	0	25	0	0	2	0	0	0	0	83	0	0	0	0	0	0	0	0
		尿毒症	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		黄疸	0	8	14	0	0	0	0	0	0	3	20	0	0	0	0	0	0	0
		水腫	0	143	998	0	6	0	0	0	0	45	1,823	0	0	0	0	0	0	0
腫瘍		0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	
中毒諸症		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
炎症又は炎症産物 による汚染		0	5	6,344	0	0	15	0	0	0	17	19,285	0	0	0	0	0	0	0	
変性又は萎縮		0	0	1,966	0	0	0	0	0	0	0	2,901	0	0	0	0	0	0	0	
その他		0	131	1,178	0	1	0	0	0	0	3	2,990	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		0	361	10,579	0	10	15	0	0	0	271	32,437	0	0	0	0	0	0	0	

〈資料：食肉衛生検査所〉

と畜場法に基づく病類別精密検査（令和5年度）

（単位：頭）

	検査数	疾病決定数	措置			精密検査数		
			とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	理化学検査	微生物検査	病理検査
総数	973	929	0	642	287	42	48	146
敗血症	123	110	0	110	0	0	40	0
尿毒症	14	6	0	6	0	14	0	0
黄疸	20	14	0	11	3	13	0	0
牛伝染性リンパ腫	135	132	0	132	0	0	0	135
豚丹毒	3	3	0	3	0	0	3	0
腫瘍	8	7	0	7	0	0	0	8
その他	670	657	0	373	284	15	5	3

〈資料：食肉衛生検査所〉

食品衛生法に基づく検査の状況（令和5年度）

枝肉（単位：頭）		検査頭数	検査結果		
			陰性	陽性	
検査総数		624	384	2	
微生物	枝肉の微生物検査	サルモネラ属菌	119	119	0
		腸内細菌科菌群数	119		
		一般細菌数	119		
理化学	抗菌性物質の残留を疑ったものの検査 モニタリング検査*1	動物用医薬品	199	197	2
		駆虫剤	44	44	0
			24	24	0

〈資料：食肉衛生検査所〉

*1：厚生労働省の通知に基づき、無作為的に検体採取したもの

(2) 狂犬病予防

狂犬病予防法では、飼い主は飼い犬に毎年予防注射を受けさせ、生涯1回登録を行わなければならないと規定され、これら業務は動物管理センターで行っている。登録頭数は近年微減傾向にあり、令和5年度末現在では42,310頭である。その他の狂犬病予防に関する業務は、徘徊犬の捕獲・収容、咬傷事故の処理、放し飼い等の苦情処理である。

登録及び狂犬病予防注射実施数（単位：頭、件）

	飼犬登録数	予防注射実施数
令和3年度	43,991	35,171
令和4年度	43,100	33,834
令和5年度	42,310	32,887

〈資料：動物管理センター〉

咬傷犬の措置数（単位：件）

	総数	告発	措置命令	その他
令和3年度	58	0	0	58
令和4年度	64	0	0	64
令和5年度	56	0	0	56

〈資料：動物管理センター〉

引取犬数及び抑留犬数

（単位：頭）

	引取頭数	抑留頭数	処理内容			
			返還頭数	譲渡	安楽死	計
令和3年度	1	54	43	13	0	56
令和4年度	2	40	37	4	0	41
令和5年度	15	32	20	23	0	43

〈資料：動物管理センター〉

犬の苦情相談件数

(単位：件)

	総数	苦情内容					犬保護及び 迷い犬引取依頼	失踪犬の 照会
		放し飼い	けい留不適	鳴声	排泄物	その他		
令和3年度	286	13	10	79	27	157	90	69
令和4年度	226	9	6	56	27	128	70	64
令和5年度	260	4	21	60	26	149	76	47

〈資料：動物管理センター〉

(3) 動物の愛護及び管理等

動物管理センターでは、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬・猫の引き取り及び負傷犬・猫の収容及び動物取扱業の登録、特定動物の飼養・保管許可等を行っている。また、動物愛護・適正飼養の普及啓発を目的とした動物愛護週間行事、動物慰霊祭を開催し、さらに動物介在活動に参加するボランティア育成を行っている。

なお、平成29年3月に「『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」を策定し、飼い主のいない猫の関係する苦情・相談に対応している。

猫の引き取り状況

(単位：頭)

	猫引き取り頭数			返還頭数			譲渡頭数			安楽死頭数		
	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計
令和3年度	129	247	376	27	0	27	57	159	216	19	76	95
令和4年度	84	166	250	6	2	8	34	83	117	22	74	96
令和5年度	68	187	255	5	0	5	32	91	123	19	90	109

〈資料：動物管理センター〉

猫の苦情相談件数

(単位：件)

	総数	排泄物	野良猫引取り	家屋侵入	捕獲手術	エサやり	譲渡先斡旋	地域猫活動	その他
令和3年度	759	161	180	49	45	43	49	35	197
令和4年度	864	128	191	51	87	43	50	29	285
令和5年度	737	99	120	56	71	45	54	27	265

〈資料：動物管理センター〉

動物取扱業登録状況 (令和5年度末現在)

(単位：件)

登録業者総数	第一種動物取扱業登録業種内訳							業種別内訳計
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養業		
登録数	308	103	236	9	27	41	3	419

〈資料：動物管理センター〉

令和5年度動物愛護・動物適正飼養事業実施状況

(単位：回、人)

事業名	回数	参加者・対象者 延べ人数	対象
犬・猫譲渡会	31	149	一般市民
公園等の巡回監視指導	26	248	一般市民
動物介在活動 (ふれあい体験)	2	18	小学生と保護者、障害者
職場体験・施設見学	17	165	中学生、専門学校生等
動物介在教育活動	23	1,191	小学生 (18校, 23回)
動物愛護週間行事 (譲渡会除く)	1	60	一般市民
地域猫に関する啓発活動	2	64	一般市民
適正飼養推進セミナー	1	106	一般市民, 市民ボランティア
猫の譲渡推進関係セミナー	—	—	市民ボランティア
同行避難啓発関係	6	810	一般市民

〈資料：動物管理センター〉

§ 5 墓地・火葬場

1 墓地

(1) 市営墓地

仙台市霊園条例に基づき、北山霊園、葛岡墓園、及びいづみ墓園を運営している。

現在、新規墓所の貸出しはいづみ墓園のみ行っており、北山霊園及び葛岡霊園では、返還された墓所を再整備し、平成27年度以降不定期で再貸出を実施している。

また、令和5年度に、いづみ墓園内に新たな形式の墓所として合葬式墓所を開設した。

市営墓地の状況（令和5年度末現在）

名称	総区画数	貸出済区画数
北山霊園	2,131	2,071
葛岡墓園	14,102	13,528
いづみ墓園	(予定) 50,000	14,156
計		29,755

合葬式墓所の状況（令和5年度末現在）

	計画埋蔵数	貸出済数
合葬式墓所	約17,200	291

〈資料：保健管理課〉

※いづみ墓園の合葬式墓所を除く。〈資料：保健管理課〉

いづみ墓園の概要

位置・面積	仙台市泉区朴沢字九ノ森ほか ・ 266 h a（うち墓域分42 h a）	
計画基数	約 50,000 基	
墓所の形式	一般墓所	従来型の墓所（1区画 = 4 m ² ）
	芝生墓所	墓域全体に芝を張った西洋風墓所
	個別集合墓所	個人専用の墓所（小山型のお墓の土中に個人専用のカロートを設置した集合墓所）
	合葬式墓所	共用の墓所（小山型のお墓の中の埋蔵室に複数の焼骨を一緒に埋蔵する集合墓所）

市営墓地の使用料及び管理料（令和5年9月1日から）

	墓所の種類	永代使用料	管理料	
北山霊園	一般墓所	233,000 円/ m ²	(年間) 910円/ m ²	
葛岡墓園	一般墓所	180,000 円/ m ²	(年間) 910円/ m ²	
いづみ墓園	一般墓所	112,500 円/ m ²	(年間) 910円/ m ²	
	芝生墓所	380,000円/ 1区画	(年間) 5,800円/ 1区画	
	個別集合墓所	210,000円/ 1区画	(永代) 90,400円/ 1区画	
	合葬式墓所	直接合葬	38,000円/ 1体	(永代) 9,400円/ 1体
		10年保管後合葬	44,000円/ 1体	(永代) 45,400円/ 1体
記名板		29,000円/ 1体	—	

※市営墓地の墓所を返還し、当該墓所に埋蔵されている複数の焼骨を合葬式墓所に直接合葬するときの永代使用料の額は、上記にかかわらず、墓所の使用許可申請1件につき38,000円

市営墓地の埋葬・改葬の状況

(単位：体)

		埋葬				改葬			
		男	女	不詳	計	男	女	不詳	計
北山霊園	令和3年度	68	60	0	128	23	21	1	45
	令和4年度	67	83	0	150	36	40	0	76
	令和5年度	76	82	1	159	47	40	0	87
葛岡墓園	令和3年度	386	386	1	773	74	53	0	127
	令和4年度	435	442	4	881	92	80	0	172
	令和5年度	389	451	3	843	122	94	0	216
いづみ墓園	令和3年度	433	357	5	795	11	14	0	25
	令和4年度	454	352	2	808	16	14	1	31
	令和5年度	537	402	4	943	25	21	0	46

※埋葬には、他の墓地からの改葬を含み、改葬は、市営墓地から改葬した場合をいう。

〈資料：保健管理課〉

(2) 共有墓地

昭和35年に「墓地所有権確認等請求事件」訴訟が提起され、和解により仙台市、寺が2分の1をそれぞれ共有することとなった墓地で、現在37寺、総面積は約20haである。管理は、それぞれの寺院で行っている。

(3) 共葬墓地

町村合併により仙台市有となった土地で、地区住民が墓地として総会的ないし入会的に使用しているもので、現在健康福祉局で所管しているのは、18ヶ所、総面積は約4haである。市では過去の経緯を考慮し、当該土地を墓地として地区住民の使用を認めている。なお、墓地の管理運営については、地区の代表者に墓地管理者を委嘱して行っている。

2 火葬場

仙台市斎場条例に基づき、葛岡斎場と泉斎場の2ヶ所を設置していたが、平成14年4月1日に建替後の葛岡斎場が開場したことに伴い、同日付けで泉斎場を廃止した。

葛岡斎場の使用料（令和元年10月1日から）

（単位：円）

		市内	市外			市内	市外
火葬炉使用料	6歳以上	9,000	27,200	待合室使用料 （2時間まで）	和室・洋室 とも1室	5,000	15,300
	6歳未満	4,500	13,600				
	胎児	3,500	10,600	遺体保管室使用料 （1体24時間までごと）		1,500	4,500
	その他	4,500	13,600				

〈資料：保健管理課〉

取扱数

（単位：件）

	総数			死体			死胎			その他		
	計	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外
令和3年度	10,348	9,747	601	9,898	9,375	523	155	132	23	295	240	55
令和4年度	11,467	10,819	648	11,003	10,443	560	159	134	25	305	242	63
令和5年度	11,577	10,900	677	11,077	10,489	588	182	148	34	318	263	55

〈資料：保健管理課〉

3 愛玩動物納骨堂

市民の動物愛護精神の高揚を図ることを目的として、市民が家庭内で飼育していた動物の焼骨を収蔵する施設で、葛岡墓園内に設置し、昭和56年5月17日から供用していたが、同墓園内に新愛玩動物納骨堂を平成28年6月1日に開所し、旧納骨堂は廃止した。

愛玩動物納骨堂の使用料（平成28年6月1日から）

愛玩動物の焼骨一体につき	3,000円
--------------	--------

〈資料：保健管理課〉

愛玩動物納骨堂の納骨取扱件数

（単位：件）

	犬	猫	その他	計
令和3年度	524	282	60	866
令和4年度	511	366	38	915
令和5年度	433	310	41	784

〈資料：保健管理課〉

§ 6 衛生研究所

仙台市衛生研究所は、昭和30年4月仙台市中央保健所及び南保健所の検査業務を担当する衛生試験所として中央保健所内に発足し、昭和34年9月仙台市小田原牛小屋丁14のと畜場跡に移転した。

昭和34年10月仙台市衛生試験所条例（昭和34年仙台市条例第22号）を公布、昭和41年4月仙台市東九番丁59の7に新築移転し、昭和55年8月現庁舎に新築移転した。

平成元年4月、仙台市の政令指定都市移行とともに名称を「仙台市衛生研究所」に改称し、検査機器等の整備や組織変更を行い、新たな調査研究などに対応するための体制の充実を図ってきた。

その後の社会情勢の変化に対応し、市民の健康で安全な生活や快適な生活環境を守るため、本市の科学的・技術的な中核機関として、保健所等関係行政部局と緊密な連携の下に、市民・行政ニーズを踏まえた ①試験検査 ②調査研究 ③公衆衛生情報等の収集・解析・提供 ④研修指導等の4業務を推進するとともに、市民の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすような健康危機等が発生した場合には、保健所等の関係行政機関と緊密な連携をとり、適切かつ迅速な対応を図っている。

(1) 施設概要

所在地	仙台市若林区卸町東二丁目5番10号		
敷地面積	4,418㎡		
構造	鉄筋コンクリート造	建築延床面積	4,128.84㎡
本館	1階	882.39㎡	附属棟 安全実験室・機械室棟 416.00㎡
	2階	868.32㎡	動物実験舎 79.37㎡
	3階	868.32㎡	車庫 37.80㎡
	4階	868.32㎡	ボンベ室 27.06㎡
	塔屋	81.26㎡	
	合計	3,568.61㎡	

(2) 検査状況

①検体件数（仙台市衛生研究所条例（昭和34年10月5日）に基づく手数料を徴収した件数）

（単位：件）

検査種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
食品衛生検査	1,095	1,398	1,621
水質検査	173	158	176
大気汚染検査	341	434	424
病原細菌検査	95	102	69
ウイルス・血清検査	17	37	29
廃棄物検査	34	19	24
その他の検査	93	88	89
合計	1,848	2,236	2,432

〈資料：衛生研究所〉

②検査件数

(単位：件)

区分	検査区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
微生物分野	細菌	病原細菌	感染症	80	88	57
			感染症発生動向調査等	61	85	85
			結核菌DNA鑑定	0	2	3
		食品細菌	収去等	663	985	1,112
			苦情・食中毒	70	85	78
		環境細菌	水質・環境細菌	125	117	134
	小計		999	1,362	1,469	
	ウイルス	病原ウイルス	感染症	10,620	3,386	119
			感染症発生動向調査等	79	129	258
			食品ウイルス	収去等	6	26
		食品ウイルス	苦情・食中毒	80	4	82
			小計		10,785	3,545
		小計		11,784	4,907	1,986
	理化分野	環境水質	河川水等	27	27	21
飲用水等			30	33	31	
事業場排水等			169	157	184	
廃棄物, 底質等			38	22	23	
家庭用品中の有害物質			84	82	82	
その他			9	6	7	
小計			357	327	348	
食品		食品添加物, 重金属等	154	172	170	
		残留農薬, 動物用医薬品	115	112	144	
		医薬品成分	10	10	10	
		放射性物質	142	127	146	
		小計		421	421	470
大気		有害大気汚染物質	225	262	262	
		PM2.5成分分析	112	112	112	
		事業場排ガス	30	46	30	
		アスベスト等緊急調査	85	126	129	
		小計		452	546	533
小計		1,230	1,294	1,351		
合計		13,014	6,201	3,337		

〈資料：衛生研究所〉

③その他の検査

新型コロナウイルス感染症対応の検査として、上記検査件数に含まれる検査のほか、新型コロナウイルス陽性検体について、令和5年度は、遺伝子解析を2,923件行い、変異の状況確認を行った。